

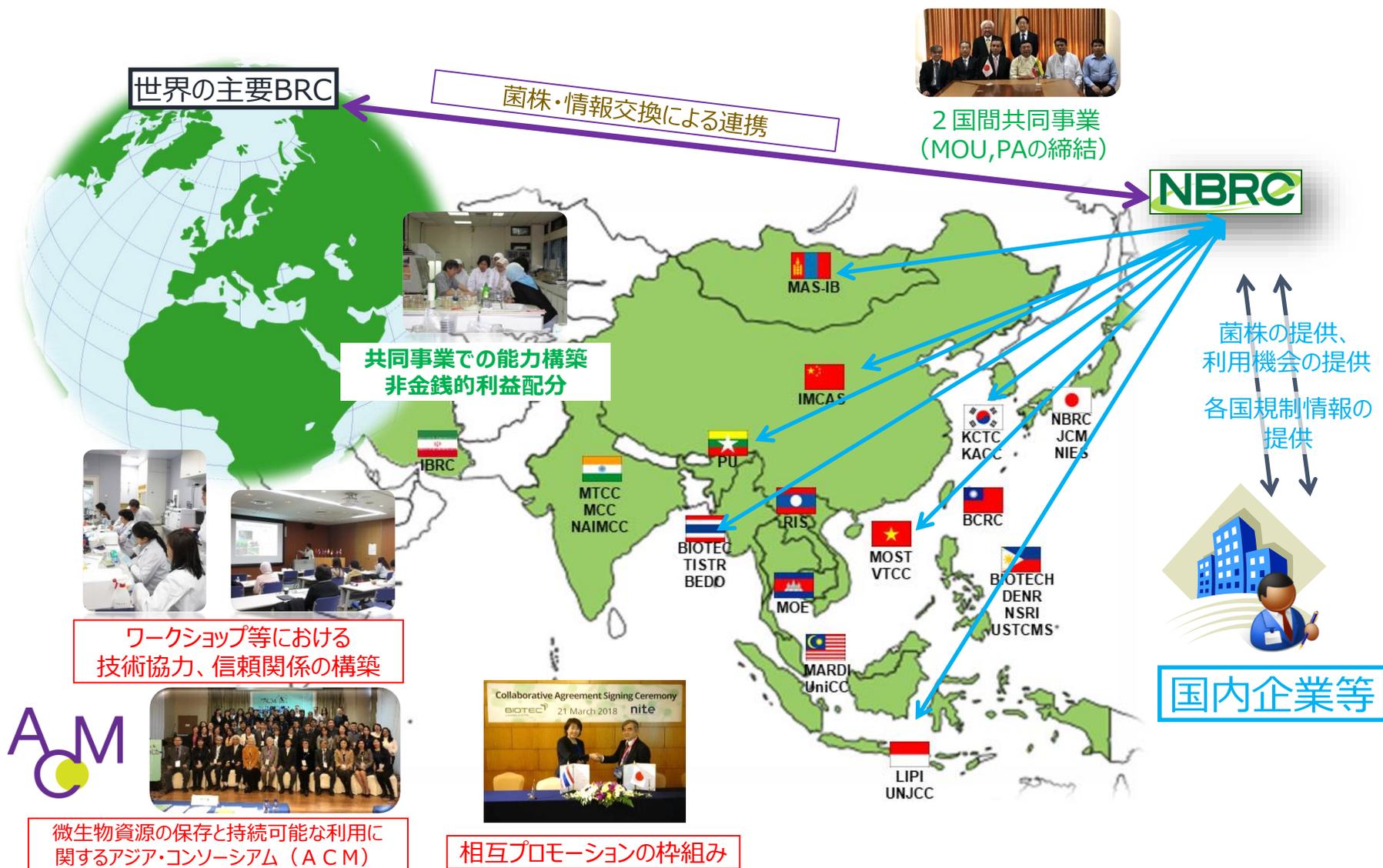
生物多様性条約関連の取組

令和3年11月26日

経済産業省 商務・サービスグループ

生物化学産業課 生物多様性・生物兵器対策室

生物多様性条約の発効により入手や利用が困難となっている 海外生物資源を企業等が容易に利用するためのアクセスルートを確認



アジア諸国/地域連携

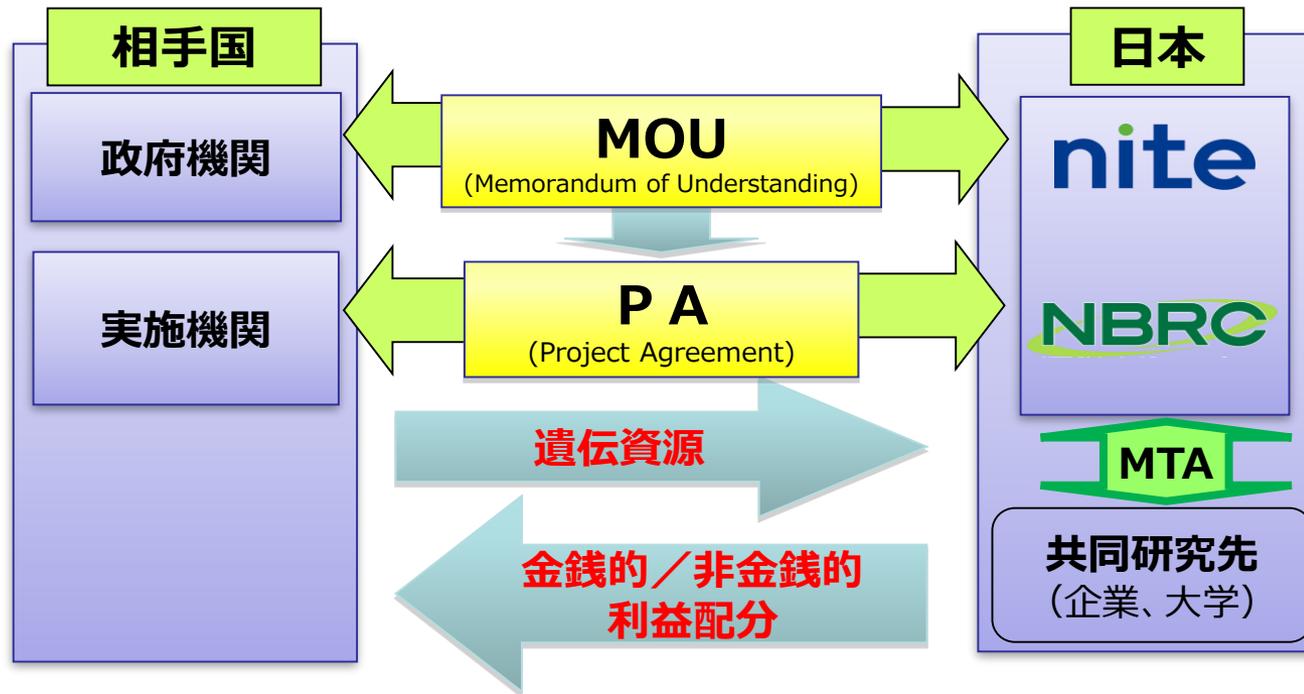
NITEはアジア諸国/地域と以下の連携を行っています。

- 微生物の探索事業により取得した微生物の移転・利用を通じ、利益配分を実施
- 生物遺伝資源保存機関（BRC）間での微生物の移転、情報等の交換など

NITEバイオテクノロジーセンター(NBRC)のアジア諸国/地域連携先

相手国	相手機関	時期	内容
インドネシア	インドネシア科学院(LIPI)	2002~2024FY (2016~2019中断)	海外探索(~2008FY)、RD株提供(2004FY~)、BRC構築(SATREPS 2010~2015FY)
ベトナム	ベトナム国家大学ハノイ校 (IMBT)	2004~2025FY	海外探索(~2015FY)、RD株提供(2004FY~)
ミャンマー	パテイン大学	2003~2023FY (2005~2012中断)	海外探索(2013FY~)、RD株提供(2004FY~)
タイ	タイ国立遺伝子生命工学研究センター(BIOTEC)	2005~2025FY	微生物探索・研究(2005~2011FY)、キュレーター(2012~2015FY)、微生物資源の知識、情報、実用技術、経験の交換等(2016FY~) 相互プロモーション(2018FY~)
モンゴル	モンゴル科学院(MAS)	2006~2021FY	海外探索(2006FY~)、RD株提供(2006FY~)
中国	中国科学院微生物研究所(IM-CAS)	2005~2023FY	微生物資源の交換等
韓国	韓国生命工学研究院(KRIBB)	2014~2021FY	微生物資源の交換等、相互プロモーション(2019FY~)
台湾	食品工業發展研究所生物資源保存研究センター(FIRDI, BCRC)	2018~2023FY	相互プロモーション、情報・技術の交換等、研修生の受け入れ

共同事業によるアクセスと利益配分の実施



共同事業（PA）により提供する遺伝資源は以下 2 とおり。

- ① NITEが取得した株(RD株)の提供を受け、利用（MTA-2型）
https://www.nite.go.jp/nbrc/cultures/rd/available_rd_list.html
- ② 相手国（原産国）へ探索に行き、自身で分離した株を、利用（MTA-3型）

MOU・PAに基づき、ベトナム・ミャンマー・モンゴルの菌株を国内企業等に提供（インドネシアは分譲停止中）

アジア地域協定（アジア・コンソーシアム ACM）

正式名 : Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources



- 2004年にNITE主導のもと、アジア地域の12ヶ国の政府機関・生物資源保存機関と共に「微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジア・コンソーシアム（ACM）」設立。
- 2021年度まで18回の年次会合を開催。2020年度の第17回会合はコロナ禍の中、日本が主催し初めてオンラインで開催。
- NITEは事務局としてACM活動を牽引。

目的 :

- 微生物研究の促進に資する国際協力枠組みの構築
 - 各国の微生物が有する特徴の調査と特定
 - 微生物資源の学術利用及び産業利用を促進するメカニズムの構築
 - 生物遺伝資源保存機関（BRC）ネットワークの構築
 - 生物資源移転及び利益配分に関する国際標準の確立
 - バイオテクノロジー分野の標準手法の共有と技術の向上
- 15ヶ国・地域※28機関が加盟
 - ✓ ※日本、韓国、中国、タイ、カンボジア、ラオス、インド、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、マレーシア、モンゴル、ベトナム、台湾、イラン
 - ✓ 生物遺伝資源利用に関わる、政府機関、カルチャーコレクション、大学が加盟
 - ✓ 日本からは、NBRC、理研JCM、国立環境研究所NIESの3機関が加盟

アジア地域協定（ACM活動 3本の柱）

メンバー報告

- 各機関より、年次活動報告を行う
- ABSを巡る国内情勢など、特定のトピックについて情報共有
- ACM各機関の動向についてワンストップで情報を入手

タスクフォース活動

- 特定の課題について、各タスクフォースで議論。ACM本会合にて解決法や新たなシステムを提案
以下5つのタスクフォースがある
- ⑩ Asian BRC Network (ABRCN): アジア微生物保存機関共通のデータベース構築
- ⑩ Human Resource Development (HRD): 微生物研究者の能力構築
- ⑩ Management of Material Transfer (MMT): 円滑な国際菌株移転
- ⑩ Mutual Aid Association (MAA): BRC相互援助タスクフォースの実現について議論
- ⑩ BRC Standardization: BRCの国際基準作成と適用のためのガイドライン作成

総会

- ACM全体の意思決定を行う場として機能
- 意思決定はコンセンサスベース
- 新規メンバー加盟の可否、規約の改正、ステートメントの審議等、ACM活動の根幹を構成する課題について議論を行う

生物遺伝資源機関(BRC)連携による遺伝資源の移転・利用に関する枠組み構築

2014年10月の名古屋議定書発効により、資源提供国において遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法制度が急速に整備されつつある。日本の企業等の利用者がそれら資源提供国政府と直接交渉して遺伝資源（菌株を含む）を入手し利用することがより困難になりつつある。



<p>タイTBRC (2017)</p> 	<p>タイBIOTEC傘下の中核的BRCであり、国内の連携BRCのハブ的存在。タイ環境省下の「National ABS Committee」のメンバー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトを通じた双方のBRCのプロモーション活動 ・ABSに関する情報の交換
<p>台湾BCRC (2018)</p> 	<p>食品工業發展研究所（FIRDI）傘下。農業・食品用微生物及びヒトセルバンクを有するアジア有数のBRC</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトを通じた双方のBRCのプロモーション活動 ・ABSに関する情報の交換
<p>韓国KCTC (2019)</p> 	<p>韓国生命工学研究院（KRIBB）傘下の韓国最大級のBRC</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトを通じた双方のBRCのプロモーション活動（韓国ABS法に基づくPIC代行申請システムの紹介） ・人材育成での協力

ABS指針に基づく遺伝資源が我が国で取得されたことを示す書類の発給業務

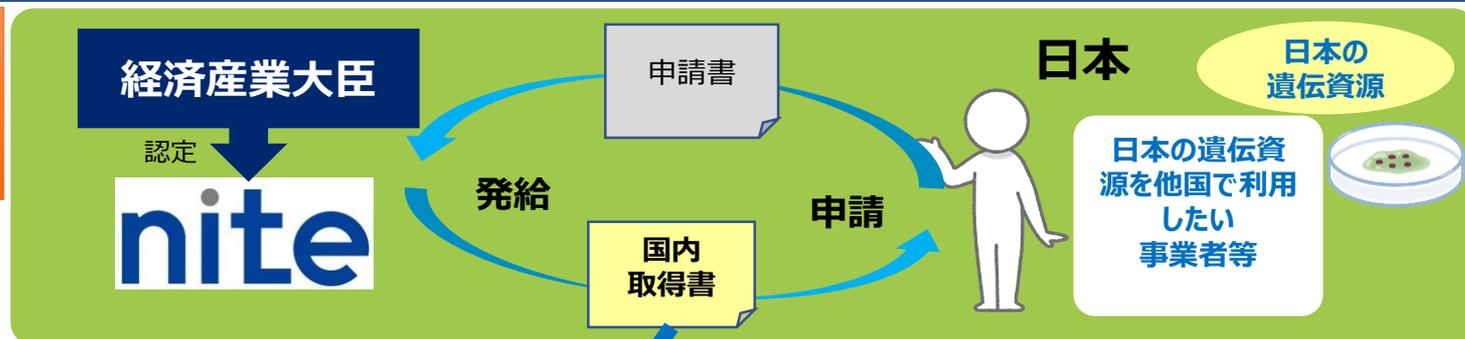
遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針

(平成29年5月18日 財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示)

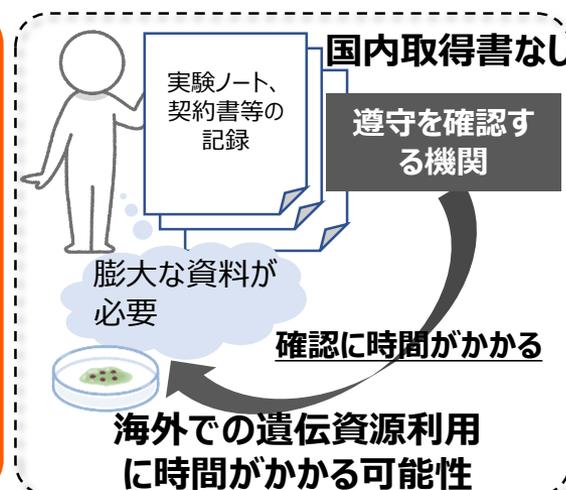
第5章 国内における遺伝資源の取得に関する書類の発給

主務大臣は、我が国に存する遺伝資源について取得の機会の提供及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分が的確かつ円滑に実施されるよう、**独立行政法人その他の機関であって主務大臣が適当と認めるものが、遺伝資源が国内において取得されたことを示す書類を発給**する場合にあつては、当該機関に対する技術的な助言又は情報の提供、関係省庁との連絡調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

平成29
(2017)年度
開始



PICや許可証と異なり、**過去**に取得した遺伝資源が対象



ABS、カルタヘナ法に関する国内企業等への情報提供

- 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) に関しては、各国が、生物多様性条約及び名古屋議定書に基づいて、自国遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する法令等の整備を進めている。
- このため、国内企業等が適切に他国法令等を遵守して円滑に遺伝資源にアクセスし利用できるよう、各国の法令等を調査して整理し、助言や情報提供を実施。
- また、カルタヘナ法の規制に関する説明会を開催し、遺伝子組換え生物等の利用者に対し周知を行っている。

<ABS海外動向の調査>

- ABS提供国措置（制度）調査・情報収集・分析

<ABSに関する情報発信>

- 専用ウェブサイトの開設
- 国内利用者向けセミナーの開催

<ABS相談窓口の設置>

- 企業等が外国遺伝資源にアクセスするに当たって各国法制度や必要となる手続き等に関して、相談窓口を設け専門的知見から守秘の下助言等を行う。

<カルタヘナ法に関する情報提供>

- 説明会の開催